

令和3年度(2021)

公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団職員採用試験受験案内

【専門員(日本美術)】

公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団事務局

公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団職員採用試験(令和4年4月1日採用予定)を、次のとおり実施します。なお、雇用期間は令和4年4月1日から令和4年9月30日とし、この期間において、当財団勤務実績評価が良好な成績であったときに、学芸員として正式採用します。

1 受付期間・試験日・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和4年1月7日(金)～令和4年1月30日(日) ◎持参の場合の受付時間 8:30～17:15 ◎郵便の場合は1月30日(日)までの消印有効とします。
第1次試験	論文審査 ◎別紙「論文作成要領」に基づき作成された論文を審査します。 ◎論文は採用試験申込書と同時に提出してください。
第1次試験合格者発表日	令和4年(2022)2月10日(木)予定
第2次試験	令和4年(2022)2月20日(日)予定 ◎会場 出雲市民会館 会議室 ◎受付 12:30 ◎試験開始時刻 13:00
最終合格者発表日	令和4年(2022)2月24日(木)予定

2 募集職種・採用予定者数・職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
専門員 (日本美術)	1名	出雲市の芸術文化振興に関する業務。展覧会の企画、博物館資料の収集、調査、研究、展示、教育普及等の業務。文化施設の管理、運営及び貸与業務。

3 受験資格

区分	受験資格(年齢は、令和4年4月1日現在です。)
	○昭和56年4月2日以降に生まれた人(満40歳まで) 年齢不問 ・長期間の継続勤務により職務に必要なキャリア形成を図る観点から条件とする ○学校教育法に基づく大学(大学院を含み、短期大学を除く)において、美学、美術史学など日本美術又は日本文化史、日本史を専攻し、卒業(修了)した人又は令和4年3月31日までに卒業(修了)見込みの人 ○博物館法第5条に規定する学芸員資格を有する人又は令和4年3月31日までに取得する見込みの人 ○普通自動車免許を有すること(AT限定可、令和4年3月31日までの取得見込を含む。)

なお、次の各号のいずれかに該当する人は受験することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

4 試験内容

試験種目		内 容
第1次試験	論文審査	これまでの主な研究業績等に関する論文調査。 ※課題、作成要領、記載例は「論文作成要領」のとおり。 ※研究業績には、大学卒業論文、修士論文等を含む。 ※論文は、受験申込時に提出すること。
第2次試験	作文試験	公益財団法人出雲市芸術文化振興財団職員として必要な見識、思考力、表現力などの能力についての筆記試験を行います。
	実技試験	掛け軸の取り扱い方
	人物試験	個別面接による人物および専門知識等についての口述試験を行います。

(注) 1 第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

5 受験申込手続

提出書類	①申込書1部 「採用試験受験案内」をよく読んで、採用試験申込書に必要事項を記入のうえ提出してください。 ②学芸員資格を有することを証明できるもの（コピー可） ③論文（論文審査用） 「論文作成要領」に基づき、論文を作成し、提出してください。
申込先	（公財）出雲市芸術文化振興財団 事務局 〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町2丁目15番地 電話（0853）24-1212 【持参の場合】 提出書類を作成のうえ上記の（公財）出雲市芸術文化振興財団事務局までご持参ください。 【郵送の場合】 上記の宛先へ「書留」で送付してください。1月30日（日）消印有効とします。 ※封筒の表に赤字で「学芸員受験」と書いてください。
その他	○第1次試験で提出いただいた論文は返却しません。 ○最終合格者決定後、採用までに受験資格確認のため、職歴証明書を提出していただく場合があります。 ○申込書、論文等の記載事項に虚偽があると判明した場合は、合格を取り消します。

6 採用

- (1) 合格者の採用時期は、令和4年4月1日を予定しています。

7 勤務条件

(1) 勤務場所

出雲文化伝承館、平田本陣記念館。

採用後、人事異動等により業務内容及び就業場所が変わることがあります。

(2) 勤務時間等

・1か月単位の変形勤務時間制で週の所定勤務時間は、各月において平均して1週間当たり40時間を超えない範囲とします。

・実質的な週休2日制ですが、土曜日、日曜日及び祝日が勤務になる場合があります。

・通常勤務時間は、8:30～17:15です。(なお、長時間勤務または、短時間勤務及び時差勤務の形態があります。)

(3) 給与等

初任給は、財団給与規則の定めに従い決定します。令和4年4月1日現在における初任給(月額)は、次のとおりです。(給料表の改定により変更する場合があります。)

・大学卒業(22歳)は、169,100円。

なお、職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、上記に加算した額が初任給となります。

このほか財団給与規則の定めに従い賞与、時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

(4) 福利厚生

・社会保険、年次有給休暇、産前産後休暇、育児休業制度などは、財団就業規則及び財団育児・介護休業等に関する規則の規定によります。

9 問い合わせ

令和4年1月30日(日)まで、受け付けます。

公益財団法人出雲市芸術文化振興財団事務局管理課(担当:板倉、田中)

TEL (0853) 24-1212

E-mail s-kaikan@local.city.izumo.shimane.jp